

屋外広告業登録申請及び変更届に係る 添付書類の一部が変更になります

屋外広告業の登録申請や変更届における申請者の事務負担軽減のため、福島県屋外広告物条例施行規則を改正し、添付書類の一部を変更しました。

1 改正の概要

- **業務主任者略歴書（様式第15号の3）及び役員の住民票抄本の添付省略**
屋外広告業登録申請書及び屋外広告業変更届の添付書類の内、「業務主任者略歴書（様式15号の3）」及び「役員の住民票の抄本」を省略します。
- **申請書における営業所欄の記載内容の変更**
登録申請書（様式第14号）の営業所欄に業務主任者の職名と氏名を記載することとなります。（業務主任者略歴書（様式第15号の3）の添付省略に伴う、新規（更新）登録申請時における業務主任者の所属確認のため。）

【様式改正後の登録申請書（様式第14号）抜粋】

営業所	名称	。
	所在地	郵便番号(ー)。 (電話番号)。
	業務主任者の職氏名	。

※黄色部分は改正に伴う変更箇所

様式が変わります

【業務主任者の職氏名の記載方法】

- ・ 職氏名を記載してください。
【例】「主任 福島 太郎」、「取締役 福島 花子」など
- ・ 職名がない場合は、職務内容と氏名を記載してください。
【例】「看板製作 都市 良一」、「営業 県庁 杉一」など

- **個人事業主が氏名を変更する際の変更届添付資料を変更**

個人事業主が氏名を変更する際の添付書類を「戸籍の抄本」から「住民票の抄本」に変更します。

2 適用

令和8年4月1日以降に登録申請や変更届から適用されます（提出日基準）。
※令和8年3月31日以前に申請等されるものは、従来と同様です。

【次頁に続きます】

3 参考：提出書類の新旧比較表

● 新規（更新）登録申請に係る提出書類

※黄色部分は改正に伴う変更箇所

提出書類	個人	法人
登録申請書（様式第14号）	○	○
誓約書（様式第15号）	○	○
申請者（本人・法定代理人（個人・法人の役員）・法人の役員）の略歴書（様式第15号の2）	○	○ （監査役を除く役員全員）
業務主任者略歴書（様式第15号の3）	○	○
業務主任者が条例の規定に該当するであることを証する書類（屋外広告物講習会修了証や屋外広告士の登録証等の写し）	○	○
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	-	○
住民票の抄本	○	○ （監査役を除く役員全員及び業務主任者）



【令和8年4月1日以降】	
個人	法人
○	○
○	○
○	○ （監査役を除く役員全員）
/	/
○	○
/	○
○	○ （業務主任者のみ）

● 変更届に係る提出書類

変更事項	必要な添付書類
登録申請者の氏名又は住所の変更（個人の場合）	・ 戸籍の抄本
登録申請者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更（法人の場合）	・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
営業所の名称及び所在地の変更	・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【商業登記の変更を必要とする場合】
役員の変更（新たに役員が就任する場合）	・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・ 住民票の抄本 ・ 略歴書（様式第15号の2） ・ 誓約書（様式第15号）
役員の変更（役員が退任する場合）	・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
法定代理人の氏名及び住所の変更	・ 住民票の抄本 ・ 略歴書（様式第15号の2） ・ 誓約書（様式第15号）
業務主任者の氏名の変更	・ 業務主任者略歴書（様式第15号の3） ・ 住民票の抄本 ・ 業務主任者の資格を証する書類（屋外広告物講習会修了証や屋外広告士の登録証等の写し）



必要な添付書類 【令和8年4月1日以降】
・ 住民票の抄本
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【商業登記の変更を必要とする場合】
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・ 略歴書（様式第15号の2） ・ 誓約書（様式第15号）
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
・ 住民票の抄本 ・ 略歴書（様式第15号の2） ・ 誓約書（様式第15号）
・ 住民票の抄本 ・ 業務主任者の資格を証する書類（屋外広告物講習会修了証や屋外広告士の登録証等の写し）

4 様式のダウンロード等

【登録申請】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/shinnseisaki.html>

【変更届】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/henkoutodoketeisyutusa.html>

問い合わせ先

福島県都市計画課

電話

024-521-7508